

重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護事業)

(介護予防認知症対応型共同生活介護事業)

当事業所は介護保険の指定を受けております。

(福岡県指定第 4099200026 号)

当事業所のサービスを提供するにあたり、施設の概要や提供致しますサービスの内容、料金、契約上御注意頂きたい事項を、次の内容のとおり御説明申し上げます

株式会社よしなが

グループホーム マイライフ

1・法人の概要

法人名	株式会社 よしなが
所在地	福岡県田川郡香春町大字柿下 1302-1
代表者氏名	代表取締役 吉永 康成
電話番号	0947-32-8881

2・事業所の概要

名称	グループホーム マイライフ
所在地	福岡県田川郡香春町大字中津原 1965-1
運営	株式会社 よしなが (土地・建物自己所有)
事業所番号	4099200026 平成 25 年 4 月 1 日指定 平成 31 年 4 月 1 日指定更新 令和 1 年 4 月 1 日指定更新 令和 6 年 4 月 1 日指定更新
連絡先	T E L 0947-85-9623 F A X 0947-85-9624

事業者が行っている他の業務

次の事業もあわせて実施しています。

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護

福岡県 4079200376 号

平成 19 年 9 月 1 日指定

平成 25 年 9 月 1 日指定更新

令和 1 年 9 月 1 日指定更新

通所介護・指定介護予防通所介護

福岡県 4079200368 号

平成 19 年 9 月 1 日指定

平成 25 年 9 月 1 日指定更新

令和 1 年 9 月 1 日指定更新

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

福岡県 4099200026 号

平成 31 年 3 月 1 日指定

令和 7 年 3 月 1 日指定更新

3・内容・提供場所等

内容	要支援2及び要介護状態の認知症のある被保険者（以下、「入居者」という。）について、介護サービスに基づき、家庭的な環境の中で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話を提供します。 入居者一人ひとりのペースに合わせて職員と共同で買物、食事、散歩等の生活を送ることにより、認知症の進行を緩やかにし、問題行動を減少させるとともに精神的に安定した生活を送っていただく共同生活住居です。
提供場所	グループホーム マイライフ
利用設備	利用定員：18名（2ユニット） 居 室：洋室（一人部屋）18室 そ の 他：トイレ、浴室、台所、食堂、居間、洗濯室、談話コーナー等

従業員の職種	人数および職務の内容
管 理 者	各ユニット1名（常勤または兼務） この事業所の従業者の管理及び入居の申込に係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
介 護 職 員	勤務表による配置 介護職員は、入居者の日常生活上の介護、お世話並びに健康維持のための相談、援助を行います
計画作成担当者	各ユニット1名 入居者に係る認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

職員の勤務体制

勤務時間

早出勤務（常勤）7：00～16：00

日勤勤務（常勤）9：00～18：00

遅出勤務（常勤）10：00～19：00

夜勤勤務 16：00～翌9：00

4・提供するサービスの概要

種類	概要
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養と利用者の身体状況に配慮した、食事を提供いたします。 ・食事の調理、盛りつけ、配膳、下膳、食器の洗浄等の作業は、できるだけ利用者と職員が共同で行います。
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用されている利用者については適宜の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換し、適宜トイレへの誘導を行います。
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状態や生活サイクルに配慮した入浴の援助を行います。
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は必要に応じ適宜交換します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

5・入退居

- (1) 要支援2または要介護者であって認知症の状態にある高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない方を対象とさせていただきます。
- (2) 入居申込者の入居に際し、主治医の診断書等により認知症の状態にある高齢者であることを確認させていただきます。
- (3) 入居者の入退居については、医師の判断等により入院治療を必要とする場合（3ヶ月以上の退院目処が立たない）及び入居者に対し必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の介護保険施設、医療機関を紹介する等の必要な措置を講じます。
- (4) 入居者が家族等による入居契約締結の代理や援助が期待できない場合については関係市町村と連携し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用に努めます。
- (5) 入居者の退居に際しては、適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。
- (6) 利用契約書第16条第17条第18条の規定は、本条に準用されます

【料金表】

◆ 入居時初期費用（入居時のみ） ◆	
入居時保証金	100,000 円
敷金として入居時に預かり、退居時に清掃費、未収金等を精算後、退居時、償却の上ご返還いたします。	

- ① 保証金として入居時 100,000 円お預かりします。
- ② 利用料が未納となった場合は、保証金より精算します。
- ③ 退去時の原状回復費を差し引いて返却します

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護費等

（介護保険適用サービス）

・介護保険適用されるご利用者については、

原則として1割（一定所得以上の方については2割、3割）、負担となります。

利用料のお支払と引き換えに領収書を発行します。

施設区分2型：認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）

認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）単位数	
要支援2	749 単位
要介護1	753 単位
要介護2	788 単位
要介護3	812 単位
要介護4	828 単位
要介護5	845 単位

【加算】

認知症対応型初期加算	入居開始1ヶ月	30単位
医療連携体制加算	医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している。	1日37単位 (要支援2を除く)
協力医療機関連携加算	入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を確保	100単位/月
入院期間中の体制加算	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合	6日を限度 246単位/日
看取り介護加算	死亡日45日前～31日前 死亡日以前4日以上30日以下 死亡の前日及び前々日 死亡日	72単位/日 144単位/日 680単位/日 1280単位/日
認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため あるいは出現時に早期に対応するため構成するチームを組み 個別に計画を作成・評価・見直しを行う。	120単位/月
科学的介護推進体制加算	サービスの提供の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。	40単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	介護ロボットやICT等の活用で利用者の安全並びに介護サービスの質の確保。	10単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	人材を確保して、適正なサービスを保つという意味があり、適切なサービスの質を保つために算定している加算です。	所定単位数 ×17.8%

※毎月の加算ではなく、特定の状況により算定する加算※

・退居時情報提供加算

医療機関へ退所した場合、医療機関に本人の心身の状況、等の情報を提供した場合 250単位/回

・退居時相談援助加算

居宅に入居者が退居するにあたり、退居後の相談援助と退所後のサービス提供者への情報引継ぎのやり取りした場合 400 単位/回

※介護報酬が改正された場合には一部負担金も変わります

(2) その他の費用（介護保険適用外の全額自費分）

基本日常生活費	食材料費	1000 円（1 日）朝食 300 円、昼食 350 円、夕食 350 円
	住居費	47.800 円（1 ヶ月につき）
	水道光熱費	10.000 円（1 ヶ月につき）
	基本日常生活費合計	84.600 円～88.800 円 （食材料費月の日数 28 日～31 日）
おむつ代		実費
施設外同行介助費 （保険対象外）		1 時間 1,500 円(税抜き), 10 分/250 円(税抜き)の自己負担 (協力医療機関での病院受診は発生しません)
理美容代		実費

入院期間中におけるグループホームの住居費および食費等の取り扱い
入院期間中の住居費については入院中における食費・居住費の取り扱い 居住費（家賃）については、入院期間中であっても、家具等が置かれている場合は定額請求とし、水道光熱費は在所期間の日数分を日割り請求。

欠食時の扱い

一週間前までに申請することにより、食材費の停止が受けられます。

不在時の請求の考え方

■算定基準 「不在期間」は「外出初日と次の日、ホームに戻った日を除いた実質不在日」を基準に計算します。

（例）7 / 25～7 / 30（5泊6日）の間不在の場合⇒不在期間（割引算定基準）3日
食事の再開時の計算は1日単位となります。

（例）3日14時に退院しても1日分の食費を請求

6・料金の支払期限と支払方法

前記の料金は1か月ごとに計算し、サービス提供の翌月15日までに請求書を発行いたしますので、請求書を受取られた月の末日までにお支払い下さい。

自動口座振替でお支払いの方は、各金融機関指定の振替日に自動口座振替させていただきます。

・自動口座振替の確認ができましたら、領収書を発行いたします。

請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外の内訳明細書を添付します。

7・緊急時の対応方法

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中にご利用者の病状に急変が生じた場合は、主治医、救急隊、ご家族等への連絡をいたします

主治医	医療機関	ひだまりクリニック
	連絡先	0947-85-9765

8・協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関	ひだまりクリニック、一本松すずかけ病院
協力歯科医療機関	さくら歯科

9・損害賠償

サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応は下記の通りです。

損害賠償責任保険の加入状況	損害保険会社（東京海上日動火災保険株式会社）の損害賠償責任保険に加入をしています。 サービス提供上の事故により入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き賠償されます。
---------------	--

10・相談・苦情窓口

サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	グループホーム マイライフ 担当者 管理者 福永 祐美 受付時間 9:00～16:00 TEL 0947-85-9623 FAX 0947-85-9624 上記以外に施設公式LINEにて受付可能
----------	--

11・行政機関その他苦情受付機関

福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部	所在地 福岡県田川市新町18-7 電話番号 0947-49-1093 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7800 受付時間 9:00～17:00
福岡県運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-915-3511 受付時間 9:00～17:30

12・事故発生時の対応

①入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

②入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行います。

③事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

13・身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

14・虐待防止の為の措置

事業者は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び委員会の設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

15・入院期間中の体制

利用者が病院に入院する必要がある場合であり、入院後3ヶ月以内に退院する事が明らかに見込まれる時は、利用者及びご家族様の希望を勘案し、やむを得ない事情を除き、退院後に円滑に入所する事ができる体制を確保します。

16・看取り介護の対応

看取り介護とは医学的に回復の見込みがないと判断された対象者とご家族との話し合い、家族、本人の意志の確認にて医療機関との連携のもと、当事業所で看取り介護を対応していきます。

その際に「看取りに関する指針」の説明あり

17・重度化対応に関する指針

当施設における重度化対応に関する考え方 重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行います。

対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種連携によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

(1) 環境の変化の影響を受けやすい入居者様が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を実現できようケアに努めます。

(2) できる限り施設においての生活が継続できるよう、日常的に健康管理に留意し、医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※やむを得ず、当施設での生活の継続が困難となった場合は、入居者様・ご家族様への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

18・秘密保持

①当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた入居者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。

②あらかじめ文章により入居者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます

19・個人情報の提供に係る同意

入居者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することもあります。

(1) 医療上、緊急の必要がある場合、医療機関等に個人に関する心身の状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること。

(2) 介護計画作成及び見直し等を行うサービス担当者会議等において、個人に関する心身状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること

(3) その他サービスの質の向上を目的とした会議等のために、個人及び家族の情報をを用いること

<個人情報の提供に係る事業所の遵守事項>

(1) 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては、関係者以外に情報が漏れないよう細心の注意を払います。

(2) 当事業所は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、適正な保管に努めます

20・ICTに係る同意

当事業所における利用される方の情報はインターネットを介して共有され、ID（会員番号）とパスワード（暗証文字）を入力しないとアクセス（情報閲覧）することができないセキュリティ（安全性）が厳重に管理されたサーバー（保管場所）内に保管されます。

クラウドシステム（遠方安全保管装置）を利用して保管され、事業所関係者のそれぞれのパソコンやスマートフォンには個人情報が残ることはありません。

この情報を共有するものは、業務にかかわる関係者に限定され、それ以外の人間が情報を知りえることはありません。

また、本人様（や家族）より申し出があった場合には必要に応じて文書の交付その他の適切な方法により情報を提供します

認知症対応型共同生活介護サービス又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき説明を行い交付しました。

令和 年 月 日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス
グループホーム マイライフ

説明者職名 管理責任者

氏名 福永 祐美

(事業所)

グループホーム マイライフ

〒822-1405

福岡県田川郡香春町大字中津原1965-1